

## 議案第 22 号

清水町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町水道事業給水条例の一部を改正する条例

清水町水道事業給水条例（平成 10 年清水町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。